公示 第 2 号

公　　告

下記の書類は、受取人の住所、居所が不明のため、地方税法第20条の2の規定により公告します。

なお、この書類は当所に保管してありますから、該当者はいつでも申し出て交付を受けてください。

令和8年6月23日

埼玉県上尾県税事務所長

記

送達する書類名	督促状

文書番号（納税番号）	受取人	
	住所	氏名
46523299	鴻巣市　赤城　31番地	株式会社トゥユー
	以下余白	

（注）地方税法第20条の2第3項の規定により、この公告をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。